日 本 犯 罪 社 会 学 会

第４５回

大 会 プ ロ グ ラ ム

２０１８年
１０月２０日(土)　２１日(日)　　学　術　大　会

西 南 学 院 大 学

〒814-8511　福岡県福岡市早良区西新 6-2-92

日本犯罪社会学会第４５回大会賛助団体御芳名

公益財団法人　日工組社会安全研究財団
龍谷大学　矯正・保護総合センター

学会運営ならびに当大会開催に関し、上記の諸団体より御支援頂きました。
ここに、その御芳名を記して感謝の意を表します（敬称略）。

日本犯罪社会学会会長　　石塚　伸一
同　大会実行委員長　　平井佐和子

大 会 日 程

第1日目　　10月20日（土）

9:30	受 付　2号館1階 学生ホール				
10:30 ｜ 12:30	自由報告A 2号館4階 Ⅱ-402教室	自由報告B 2号館4階 Ⅱ-403教室	自由報告C 2号館4階 Ⅱ-404教室	自由報告D 2号館4階 Ⅱ-407教室	自由報告E 2号館5階 Ⅱ-511教室
	昼 休 み				
13:40 ｜ 16:40	テーマセッションA 2号館4階 Ⅱ-401教室	テーマセッションB 2号館4階 Ⅱ-402教室	テーマセッションC 2号館4階 Ⅱ-403教室	テーマセッションD 2号館4階 Ⅱ-404教室	
16:55 ｜ 17:40	総会　2号館4階 Ⅱ-407教室				
17:55 ｜ 19:40	懇親会　西南クロスプラザ2階				

第2日目　　10月21日（日）

9:00	受 付　2号館1階 学生ホール			
9:30 ｜ 12:30	テーマセッションE 2号館4階 Ⅱ-401教室	テーマセッションF 2号館4階 Ⅱ-402教室	テーマセッションG 2号館4階 Ⅱ-403教室	テーマセッションH 2号館4階 Ⅱ-404教室
	昼 休 み			
13:40 ｜ 17:10	シンポジウム　2号館4階 Ⅱ-407教室			
17:10 ｜ 17:20	閉会式　2号館4階 Ⅱ-407教室			

会員休憩スペース　　**2号館1階 学生ホール**

理事会	19日（金）	17:00～18:30	学術研究所1階 大会議室
編集委員会	20日（土）	12:30～13:40（昼休み）	2号館4階 Ⅱ-406教室
研究委員会	21日（日）	12:30～13:40（昼休み）	2号館4階 Ⅱ-406教室

テーマセッション打ち合わせ

20日（土）　12:30～13:40（昼休み）

- **セッションA**　2号館5階 Ⅱ-506教室
- **セッションB**　2号館5階 Ⅱ-507教室
- **セッションC**　2号館5階 Ⅱ-508教室
- **セッションD**　2号館5階 Ⅱ-509教室

21日（日）　8:30～9:30

- **セッションE**　2号館5階 Ⅱ-506教室
- **セッションF**　2号館5階 Ⅱ-507教室
- **セッションG**　2号館5階 Ⅱ-508教室
- **セッションH**　2号館5階 Ⅱ-509教室

シンポジウム打ち合わせ

21日（日）　12:30～13:40（昼休み）　2号館4階 Ⅱ-405教室

２０日(土)　　１０：３０―１２：３０

自由報告Ａ　　２号館４階Ⅱ－４０２教室

司会：本庄　武　（一橋大学）
森久　智江（立命館大学）

A1　理にかなった感情（reasonable emotion）とは何か――感情への法の応答――

○山本　聡　（神奈川工科大学）
渡辺　演久（神奈川工科大学）

法の権威性や神聖性は失われ、自律的な「人格」や「理性」という個人に内在化された規律に従い実践されるものとなった。社会的連帯が危機に瀕し、公共性や道徳という「集合感情」が求められる。公平・公正の名のもとに「感情」を排除し、理性の秩序とされてきた法は、いまや主観的な心の問題や感情により積極的に応答すべく傾向が見られる。法の基盤として相応しい「感情」（M・ヌスバウム）とは何かを問う。

A2　刑罰政策における公衆の意識構造

○松原　英世（愛媛大学）
松澤　伸　（早稲田大学）

本報告の課題は、一般の人々が刑罰をどのように使いたいと考えているのか、を明らかにすることである。そこでの仮説は、対象となる犯罪についての情報が増えれば／犯罪者との距離が縮まれば、その犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する、というものである。本報告では、刑事立法がなされる際に参照／根拠とされることの多い「民意」について、その構造を法感情、法理性という概念を用いながら実証的に考察する。

A3　厳罰化立法の量的分析

京　俊介（中京大学）

本報告の目的は、日本における立法の厳罰化を量的に把握することである。近年の日本において厳罰化が進行していることは様々な研究で指摘されている。しかし、司法や世論における厳罰化に比べ、立法による厳罰化については、個別事例があげられるのみで、体系的なデータでもって実証されてはいない。そこで、本報告では、1990～2016 年の全立法（3427 件）を対象として、立法による厳罰化の量的な側面を明らかにする。

A4　裁判員裁判における殺人罪の量刑基準――有期懲役に関する判断の量刑予測モデル――

柴田　守（長崎総合科学大学）

判例データベース（LEX/DB インターネット〔TKC 提供〕）に掲載された裁判員裁判における殺人罪（未遂罪等を含む。）約 600 件を対象にして、統計手法によって、犯情や一般情状に関する各因子の重みづけ（傾向）を分析して、刑期や実刑・執行猶予の判断基準を明らかにするとともに、また、それを踏まえて、現在構築を試みている「統計的機械学習を用いた量刑予測モデル」について報告する。

２０日(土)　　１０：３０―１２：３０

自由報告Ｂ　　２号館４階Ⅱ－４０３教室

司会：福島　至　（龍谷大学）
大谷　彬矩（九州大学）

B1　刑事弁護の「高度化」の可能性を求めて――統計分析と面接調査による予備的検討――

○宮澤　節生（カリフォルニア大学ヘイスティングス校／龍谷大学）
武士俣　敦（福岡大学）

日本の刑事弁護に関する従来の実証研究は、刑事弁護を警察・検察に対抗しえない存在として描くことが通例であった。しかし、被疑者弁護、裁判員裁判、公設事務所・法テラスなどの導入によって、刑事弁護の状況は変化している可能性がある。そこで、宮澤を研究代表とする調査チームでは、刑事弁護の「高度化」と「多様化」の状況を把握するための調査を開始した。この報告では、統計分析と面接調査によって「高度化」の可能性を検討する。

B2　「福祉と司法の連携」に対する実践者の意識分析――実践者への聴き取りに基づく探索的検討――

橋場　典子（日本学術振興会／立教大学）

現在、法務省法制審議会では「社会内処遇」の在り方について議論がなされている。いわゆる司法の入口支援における福祉分野と司法分野の関わり方については、様々な立場による多様な反応が示されている。報告者は、一連の動向を踏まえた上で、実践者（福祉専門職、法律専門職）に聴き取り調査を実施した。本報告では、聴き取り調査を基に、現場の第一線にいる人々が「入口支援」と現在議論されている「社会内処遇」とをどのように捉えているのかについて、探索的な分析と若干の考察を行う。

B3　認知症者による事件と社会内包摂の条件を分析するモデルの検討

古川　隆司（追手門学院大学）

刑事事件を起こした後被疑者や家族が社会内に包摂されるためには、「国民等」でなく受け皿となる社会集団の反応が重要である。本報告は、レビュー研究から包摂可能な条件に関するモデルを設定し、認知症者の家族会を事例に検討を試みる。

B4　高齢者犯罪行動の原因理解への強化感受性理論適用の可能性について

江崎　徹治（国士舘大学大学院）

高齢者の犯罪行動の原因理解として、グレイ（Gray、1981、1987）の強化感受性理論の適用を検討するために、更生保護施設経験のある高齢者（以下「施設高齢者」）と一般高齢者を対象として BIS/BAS 感受性尺度日本語版短縮版（高橋他、2007）を用いた調査を実施した。その結果、施設高齢者と一般高齢者の BIS/BAS 尺度得点の平均に有意差は認められないが、BIS 得点平均は少年期の環境と、BAS 得点平均は壮年期の環境と有意な交互作用が確認された。

２０日(土)　　１０：３０―１２：３０

自由報告C　　２号館４階Ⅱ－４０４教室

司会：大庭　絵里（神奈川大学）
津富　宏　（静岡県立大学）

C1　犯罪・非行からの立ち直り言説に関する歴史的検討

岡村　逸郎（筑波大学大学院）

本報告の目的は、犯罪・非行からの立ち直り言説の歴史的な形成過程を分析することである。そのさいに、立ち直り言説が犯罪・非行と関連づけて多く語られるきっかけの 1 つになった、「社会を明るくする運動」に注目する。そのさいに、『刑政』『更生保護』などの専門誌を対象にする。そして、社会を明るくする運動に関する広報や特集が組まれる 7 月号にとりわけ注目して、その内容の通時的な比較をおこなう。

C2　犯罪・非行からの立ち直り支援にボランティアが関わることの意義をめぐる多面的検討

竹中　祐二（北陸学院大学）

更生保護の文脈では、当事者の「立ち直り」を、社会で支えることの重要性が主張されることが多い。しかし、強調されるのは当事者の自助努力であって、周囲の人々が積極的に関与することの意義については深く掘り下げられることがあまりない。そこで本研究では、「更生保護」への「ボランティア」の関わりを多面的に検討することを手がかりに、社会における更生保護の責任のあり方について、新たな視点を示したい。

C3　矯正施設退所後の学校経験における困難――更生保護施設在籍者へのインタビュー調査から――

大江　將貴（京都大学大学院）

近年の『犯罪白書』によれば、少年院出院者のうち、復学に至る者や進学を希望する者は約 2 割を占める状況にある。そのようななかで本報告の目的は、矯正施設を退所し、「立ち直り」を目指す非行少年が、復学に向かうプロセスで、あるいは復学後の学校経験のなかでどのような困難に直面するのかを、更生保護施設在籍者へのインタビュー調査から明らかにすることである。

C4　離脱パラダイムが見落としているもの――ダルクで「回復」を目指す人々へのインタビューより――

○相良　翔　（埼玉県立大学）
伊藤　秀樹（東京学芸大学）

本報告は、現状の犯罪および非行からの離脱パラダイムにおいて見落とされていることについて、比較的長期間ダルクを利用する人へのインタビュー調査をデータにして社会学的に考察することにある。特に離脱パラダイムにうまく乗れない人をどう支援していくのか、そうした人々のために社会はどうあるべきなのかについて論じていくことを主な目的とする。

２０日(土)　　１０：３０―１２：３０

自由報告D　　**２号館４階Ⅱ－４０７教室**

司会：久保　貴　（東京福祉大学）
上田　光明（同志社大学）

D1　「子どもの被害防止ツールキット」の学校教育現場への導入戦略の「実装科学」的検討

原田　豊（科学警察研究所）

報告者らが開発した「子どもの被害防止ツールキット」をわが国の学校教育現場に実装するための要件と、それを満たす戦略・戦術について、公衆衛生などの分野で近年注目されている「実装科学（implementation science）」の観点から検討する。これを踏まえ、わが国の犯罪研究が、今後、実践の現場にとって真に意義あるものとなるためには、実装科学の観点に立つ研究知見の蓄積が必要であることを指摘する。

D2　子供の犯罪被害防止に関する研究(3)――保護者による防犯対策を中心として――

○山根　由子（科学警察研究所）
齊藤　知範（科学警察研究所）

近年、子供の連れ去り事件が後を絶たず、子供の被害防止対策は喫緊の課題となっている。そのような中、報告者らは、中学 1 年生から 3 年生までとその保護者を対象に、中学生の暮らしと安全に関する調査を、2017 年に実施した。本報告では、調査データにもとづき、保護者が子供に指導している防犯対策、保護者の防犯に対する意識などを中心に報告する。

D3　子供の犯罪被害防止に関する研究(4)――項目群による測定に関する分析――

○齊藤　知範（科学警察研究所）
山根　由子（科学警察研究所）

危険事案の被害経験を測ることを目的とし、複数の項目を用いて実施した調査データにもとづき、以下の点を中心に、報告する。項目群による測定モデルの検証に適した統計手法を適用し、属性別グループにおける妥当性の検証、項目群による測定と外的基準との関連性の検討などを行う。また、それらの結果も考慮し、測定結果を用いることによる、防犯施策への応用の可能性について検討する。

２０日(土)　　１０：３０―１２：３０

自由報告E　　２号館５階Ⅱ－５１１教室

司会：山口　直也（立命館大学）
水藤　昌彦（山口県立大学）

E1　虐待事犯により少年院送致となった少年・家族へのアプローチの事例に基づく家族関係再構築、包括支援の在り方

○服部　達也　（四国少年院）
北川　裕美子（四国学院大学・四国少年院）
長尾　貴志　（四国少年院）

実子に対する虐待により少年院送致となった在院者に対し、少年院と社会福祉士が協働して「親子プログラム」を実施するとともに、在院中の実子との面会の際に入浴や食事を共にする機会を設けたり、実子の保育園の入園式に少年院から出席させる等家族の再統合を図る一方で、帰住先の児童相談所及び自治体等と連携を図った事例紹介を基に、福祉的課題のある少年院在院者の社会復帰支援のアプローチの在り方を考察する。

E2　若者の「孤立」の起点としての学校――ネットワーク分析に立つ居場所・対人関係調査の結果から――

古賀　正義（中央大学）

逸脱する若者たちの「孤立」が論じられて久しい。自分の居場所がみつからず、頼れる人のいない生きづらさが語られる。コミュ障など人格的歪みと理解されやすいが、例えば高校中退者を調査すると、場から浮くことに伴う対人不安や自己否定の感覚が強い。友人と助け合い信頼する関係の経験がなかったという、学校を起点とした「孤立」の生成がある。発表者の参画した内閣府調査（2017、2018）から、若者の社会関係の変容を論じる。

E3　小中学生のインターネットで知り合った相手とのやりとりと関連する要因の検討

○藤原　佑貴　（科学警察研究所）
宮寺　貴之　（科学警察研究所）
久原　恵理子（科学警察研究所）

近年、SNS 等のコミュニティサイトに起因する少年の被害が増加しており、被害防止が喫緊の課題となっている。被害の多くはインターネットで知り合った相手によるものであり、効果的な防止策を検討するために、そのような相手とのやりとりの実態や背景を明らかにする必要がある。そこで、小中学生を対象に質問紙調査を実施した。本発表では、インターネットで知り合った相手とのやりとりと関連する要因を検討した結果を報告する。

２０日(土)　　１３：４０―１６：４０

テーマセッションA（ラウンドテーブル）　　２号館４階Ⅱ－４０１教室

犯罪社会学におけるナラティヴ・アプローチの可能性と課題

コーディネーター・司会：　仲野　由佳理（日本大学）
話題提供：　矢原　隆行　（熊本大学）
山口　毅　（帝京大学）
平井　秀幸　（四天王寺大学）

近年、Maruna の離脱研究が紹介されたことをきっかけとして、日本では「ナラティヴ」に着目した研究が進み始めている。2015 年に、犯罪社会学者の Lois Presser と Sveinung Sandberg が“Narrative Criminology”をタイトルとする書籍を発表するなど、その領域化が進む。さらに、著者の一人である Sveinung Sandberg と犯罪学者の Thomas Ugelvik が、Narrative Criminology Research Network を立ち上げるなど、国や領域を超えた国際的研究ネットワークが形成されつつある。

一方、こうした動きとは別に、日本では矯正施設における教育実践の分析を通して、「ナラティヴ」という形式が注目されてきた。それらは主に矯正教育において経験的に積み重ねられてきた実践形式に対する関心から生じている。その分析では、社会学におけるナラティヴ・アプローチが援用されている（仲野 2012、仲野 2016 など）。ナラティヴ犯罪学に比べて、個々の処遇・支援場面での変容と物語の関係、矯正施設・更生保護施設の物語的な機能など、ミクロな相互行為場面の分析に特化しているのが特徴である。また、既存の刑事司法政策を前提として、その内部におけるナラティヴを対象とする点でも違いがあろう。

本ラウンドでは、犯罪とナラティブをめぐる国際的な動向を視野に入れながら、日本の犯罪社会学におけるナラティヴ・アプローチの可能性と課題を検討する。研究的、実践的な応用可能性／不可能性の検討にあたり、まずは、北欧諸国の刑務所でボトムアップで根付いたリフレクティング・トークに着目する。リフレクティング・トークは受刑者、刑務官、福祉・心理の専門職の三者が参加する対話実践を中軸とした更生プログラムとして実施されている。隔離主義に基づく日本の刑事政策とは異なる環境で根付くナラティヴ的な実践は、当事者の意識や社会的理解の醸成にどのような影響を与えているのかを検討したい。また、刑事司法によるスティグマ付与をめぐる問題、特定のライフスタイルを善しとするナラティヴへ方向づける介入をめぐる批判的検討も重要であろう。これらの話題を手がかりに、参加者と共に議論したい。

２０日(土)　　１３：４０―１６：４０

テーマセッションB　　２号館４階Ⅱ－４０２教室

犯罪・非行からの立ち直りの理論と支援の理論

――少年矯正、支援者、グッドライフモデル、オープンダイアローグ、そしてセルフヘルプの視点から――

コーディネーター：相澤　育郎（立命館大学）
司会：津富　宏　（静岡県立大学）
指定討論：市川　岳仁（三重ダルク）

人はどのようにして犯罪・非行から立ち直るのかという問いと、それはどのようにして促進されうるのかという問いは別個の問いである。前者は行動の変容を理解するための問いであり、後者は援助者がどのように望ましい結果を引き起こすのかという問いである。本セッションは、犯罪や非行からの立ち直りに関する各論者の報告を通じて、この二つの問いをどのように識別するか、そして、前者の問いに対する答えと後者の問いに対する答えがどのように関連しているかを検討することを目的とする。

１．立ち直りにおける他者との相互作用の意義と可能性

吉間　慎一郎（『更生・支援における「協働モデル」の実現に向けた試論』著者）

本報告は、立ち直りの過程を他者との相互作用の観点から考察する。支援者が当事者に対して正解やルールを押し付けるのではなく、支援者と当事者とが対話を通じて相互に変容して行くことが必要であること、また、その相互変容の過程が、当事者の立ち直りをどのように促進するのかを論じたい。従来の改善更生理論が内在していた、支援者が正解やルールを押し付ける危険性を明らかにし、支援関係が互助的関係であることの意義と可能性について考えたい。

２．矯正モデルから立ち直りモデルへ――少年矯正の再構築――

中島　学（矯正研修所）

犯罪や非行から離脱・立ち直る「更生」の過程においては、「性格の改善」とは異なる、非行をしない生活をしようとする意思の形成とその生活を継続し続ける自分自身の変化を他者との関わりをとおして言語化された、回復の物語が出現する。このような、犯罪や非行からの立ち直りの物語の形成には、物語りえる自己同一性の確立（立ち上がり支援）と信頼や居場所といった他者との関係性構築によって書き換えられる新たな物語としての自己同一性の獲得（立ち直り支援）が必要とされる。このような「立ち直りの自己物語」モデルの視点から、未成年に対する施設内処遇のあり方について話題提供する。

３．グッドライフモデルと犯罪・非行からの立ち直り

相澤　育郎（立命館大学）

ニュージーランドの心理学者 Tony Ward らによって提唱されたグッドライフモデルは、犯罪行為を人間的な良さ（primary human goods）追求の不首尾と捉え、処遇をそれらの獲得に向けた支援や調整と理解する。本報告では、グッドライフモデルの検討を通じて、犯罪・非行からの立ち直りとその支援のあり方を展望する。

４．人が立ち直るとはどういうことか――間主観性と立ち直り――

津富　宏（静岡県立大学）

象徴的相互作用論では、自分と何であるかという表象（イメージ）が、相互作用を通じて交換・形成され、その人の行動に作用する。つまり、自己とは、イメージであり、そのイメージの媒体が象徴的相互作用である。犯罪学で言えば、ラベリング理論がこの系譜に当たり、ラベル／イメージの貼り替えが、非行（犯罪）化や脱非行（犯罪）化を説明する。さて、精神医療領域に導入されつつある、オープンダイアログ（OD）は、このラベリングの貼り替えの過程を文脈化したものと考えられる。OD においては、自己とはそもそも間主観的なものであり、場の相互作用において立ち現れてくるものと考える。これは、自己という概念を一歩先に進めるものであり、報告においては、間主観的な自己理論に立つ、更生支援について考えたい。

２０日(土)　　１３：４０―１６：４０

テーマセッションC　　２号館４階Ⅱ－４０３教室

回復の道のり：対立から対話へ――それぞれの声を持ちよって、新たな地平を切り拓こう――

コーディネーター：五十嵐　弘志（ＮＰＯ法人マザーハウス）
司会：阿部　寛　　（社会福祉士）

受刑者の社会復帰について、いくら効果的なプログラムが開発されたとしても、当事者に「やる気」が出なければ効果はありません。当たり前のことですが、どうすれば「やる気」が湧いてくるのかは分かっていません。

しかし、処遇の現場では、改善指導とは、受刑者に対し、犯罪の責任を「自覚させ」、健康な心身を「培わせ」、社会生活に適応するための知識や生活態度を「習得させる」指導です。一般改善指導では、講話や助言によって、生活設計や社会復帰への心構えを「持たせ」、社会適応に必要なスキルを身に「付けさせ」ます。特別改善指導の薬物依存離脱指導では再使用に至らないための具体的方法を「考えさせ」、暴力団離脱指導では暴力団の反社会性を「認識させ」、性犯罪再犯防止指導では性犯罪につながる自己の問題性を「認識させ」ます。果たして、このような本人の意志を無視した処遇の強制で、ほんとうに効果が上がるのでしょうか。さまざまな援助の分野では、「私たちのことを私たち抜きに決めるな」のスローガンのもと、「当事者の主体性」が重視されています。

このミニシンポジウムでは、わたしたちは、まず、当事者の声に素直に耳を傾けることにしました。刑務所を出所した人たちは何に困っているのか。元受刑者の回復のためには何が必要なのか。そして、回復した受刑者は、なぜ、回復できたのか。当事者の生の声と体験を聴きたいと思います。

さらにわたしたちは、支援者の人たちの声にも耳を傾けることにしました。支援者のほとんどは「善意の人」ですが、その支援が本当に回復者の望んでいるものなのか、支援のつもりが自らの価値観の押し付けや支配になっているのではないかと疑問に思う場面に遭遇してきたからです。

このような問題意識から出発して、このミニシンポジウムでは当事者と支援者、双方の声を聴くことにしました。これまで私たちは、当事者の声を、研究を通して間接的に聴いてきました。今回は、“えんたく”というフォーカス・グループ方式を用いてそれぞれのアクターに直接語ってもらい、参加者のみなさんと一緒に語り合いたいと思います。

１．社会復帰と回復について　　五十嵐　弘志（ＮＰＯ法人マザーハウス）
２．元受刑者の就労　　井上　紀幸　（ＮＰＯ法人マザーハウス）
３．釈放直後の戸惑い　　森崎　新也　（ＮＰＯ法人マザーハウス）
４．いま、マザーハウスで　　縄稚　直　　（ＮＰＯ法人マザーハウス）
　　大熊　啓介　（ＮＰＯ法人マザーハウス）
５．当事者報告型・生存戦略型ミーティング　　阿部　寛（社会福祉士）
６．家族は支援するべきか　　安高　真弓（日本社会事業大学大学院／オフィスサーブ）

＊特定非営利活動法人マザーハウスは、元受刑者たちによる回復と社会復帰支援のためのNPO法人です。
https://motherhouse-jp.org/

＊「アフター・プリズン・サポート（After Prison Supports：APS）研究会」は、長期間刑事施設に収容された人たちの社会復帰にはどのような支援やプログラムが必要か、当事者、援助者、研究者など様々な立場の人が集まって一緒に考える研究会です。この研究会は、科学研究費補助金基盤研究（B）一般「危険社会における終身拘禁者の社会復帰についての綜合的研究:無期受刑者処遇の社会化」（代表・石塚伸一）の支援を受けて開催しています。

２０日(土)　　１３：４０―１６：４０

テーマセッションD　　２号館４階Ⅱ－４０４教室

条件反射制御法の基盤理論が導く司法改革とその概要

コーディネーター・司会： 平井　愼二（独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター）
司会： 尾田　真言（ＮＰＯ法人アパリ）

ヒトは意思により行動するという考えは誤りである。現在の司法制度がその誤りに基づいているために、薬物乱用等の反復傾向のある違法行為の再発を抑制する効果が限定的である。条件反射制御法は同一行動を無意識的に生じさせる第一信号系を制御する新たな技法であり、その実践から司法制度再構築のために十分な形でヒトの行動原理を把握した。条件反射制御法とその結果、並びに、望ましい司法制度の要となる裁判制度の基本を示す。

１．条件反射制御法が明らかにしたヒトの行動原理

平井　愼二（独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター）

ヒト以外の動物は過去に防御、摂食、生殖に成功した行動を無意識的に反射の連鎖で再現する第一信号系のみで行動する。２足歩行を開始した動物が未来に望む状況を作るために意識的に思考して行動をとろうとする第二信号系も併せ持つヒトになった。ヒトにおいては環境から受けた刺激に対して、各信号系が相当な程度に独立して作用し、行動として表現される段階で２つの信号系が摩擦する場合は、作動性の強い系の行動が生じる。

２．条件反射制御法の手順

中元　総一郎（一般財団法人成研会結のぞみ病院）

物質摂取、万引き、痴漢などの自分が反復した望ましくない行動ができない状況で、その行動ができないことを意識して任意の動作を行うことを反復すると、その行動をとめる制御刺激に任意の動作は成長する。また、例えばウィスキーの瓶から麦茶を飲むなど、望ましくない行動の真似をして、しかし、実際には報酬効果が生じないことを反復すると、その行動を司る反射連鎖は弱まり、欲求はおさまる。仮に反射連鎖が作動しても制御刺激でとめられる。

３．新潟刑務所での条件反射制御法の実践と手応え

田村　勝弘（新潟刑務所）

新潟刑務所では、平成２４年１０月から薬物依存離脱指導で条件反射制御法を導入した。現在では薬物に限らず、アルコール、ギャンブル、性障害、窃盗症など、多くの嗜癖に対するプログラムとして、主に個別指導として実施している。刑事施設のような制限された生活空間で、嗜癖ができない安心安全な場で条件反射制御法を実施していくことにより、再犯防止だけではなく、嗜癖に捕らわれない新しい生活を身に付けさせている。

４．精神科外来での条件反射制御法の効果に関する調査結果

生駒　貴弘（宇都宮保護観察所）

医療法人社団ほっとステーションの外来患者のデータを分析した統計調査では、物質使用障害のある患者の治療継続、及び再犯の有無に関して、条件反射制御法を実施した患者の方が有意に良好な経過を示す調査結果が得られた。また、認知行動療法に基づく集団精神療法では、精神科併存症がある者の参加率が有意に低いとの調査結果が示されているが、条件反射制御法では、精神科併存症の有無はその適用率に影響していないとの調査結果も得られた。

５．ヒトの行動原理に適った∞連携

平井　愼二（独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター）

反復傾向のある違法行為に対する効果的な関係機関の連携は各領域が次の態勢をもてば成立する。刑事司法体系は、刑罰を背景にして強力な指導を広く行い、既遂の違法行為は厳正に取締り、検挙した違法行為の成立機序に応じて刑罰を科し、治療を強制するべきである。援助側は、対象者による既遂の違法行為を取締機関に通報せず、援助の提供を優先し、対象者が同意すれば、取締職員の継続的なかかわりを処遇に設定するべきである。

６．被告人を治療に導く弁護

髙橋　洋平（東京弁護士会）

覚せい剤使用等の反復事犯者に対する弁護において、保釈条件である制限住居を病院に設定した保釈許可を得て被告人を治療に導いている。これは司法による強制力を利用しつつ治療を確実に提供する試みであり、治療との連携のあり方を示すものである。実際の裁判においては、条件反射制御法の治療の成果が積極的に評価されて、裁判所の量刑判断が通常のものと比較して大きく軽減させた事例も出てきている。

７．刑の一部執行猶予制度の現状

生駒　貴弘（宇都宮保護観察所）

刑の一部執行猶予制度は、社会内処遇において、医療、衛生福祉等の機関・団体による支援（地域支援）へのかかわりを促進することを基本理念としているが、現状では、多くのケースが保護観察所の処遇プログラムに義務的に参加することで完結しており、制度の理念が実現されているとは言い難い。また、処遇プログラムで実施する薬物検査で陽性反応を示し、覚せい剤の使用罪に問われ、新たな懲役刑を受けるケースもある。

８．治療処分創設の必要性

尾田　真言（ＮＰＯ法人アパリ）

日本の刑法は、犯罪行為はヒトの思考(第二信号系)によってなされるというフィクションに基づいて刑罰を科すだけで、思考に基づかない触法行為を抑止するための治療を義務付ける規定を持たない。しかし累犯の薬物自己使用事犯のような常習犯罪の中には、思考とは無関係な第一信号系反射連鎖に起因するものがあるため、強制力を持つ刑事司法手続において条件反射制御法を義務付けるべく、治療療処分を創設すべきである。

９．治療を求めなかった不作為に対する刑罰

平井　愼二（独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター）

裁判では、第一信号系に関して必要な治療の義務付けをし、第二信号系に関して、違法行為発現に対する可能な制御の怠りに、並びに反復してきた違法行為の疾病性を把握し発現を予見しながらの治療の怠りに刑罰を科すべきである。それらの検討を同一の構成員が同時に進行させることにより、被告人が犯した違法行為の構成に影響した第一信号系と第二信号系の割合を、現実に近いもので把握でき、効果の高い言い渡しができる。

10．指定討論：条件反射制御法が導く裁判のあり方に対する意見

飯野　海彦（北海学園大学）

必要な治療や生活訓練等を受けない不作為を処罰することにより、第一信号系が過作動違により違法行為の反復を止められない者の第二信号系に働きかけ、更なる違法行為を阻止する必要性はある。しかし、不作為犯処罰規定の在り方（違法行為を止められない認識の扱い等）により、捜査、特に取り調べや裁判における立証上の問題等が生じるであろう。

２１日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションE（ラウンドテーブル）　　２号館４階Ⅱ－４０１教室

刑事政策学の復権Ⅳ「刑事政策学のこれから」

コーディネーター・司会：　松原　英世　（愛媛大学）
話題提供：　相澤　育郎　（立命館大学）
安田　恵美　（國學院大学）
大谷　彬矩　（九州大学）
上田　光明　（同志社大学）
作田　誠一郎（佛教大学）

本テーマセッションも今回で４回目となる。前回同様、フランスの画家ゴーギャンの作品「我々はどこから来たのか 我々は何者か 我々はどこへ行くのか」に倣って、この度の企画について簡単に説明しておこう。

前々回はもっぱら「我々はどこから来たのか」（主として関西刑事政策学の文脈において）についての議論であった（ように思う）。それを受けて、前回は「我々は何者なのか」について話を進めた。その主題は、「刑事政策学という営みはどういう営みか？」、すなわち、「そのアイデンティティは何か？」である。これを検討することで、自ずと「我々はどこへ向かうのか／向かおうとしているのか」が浮かびあがるのではないかと考えたのである。

今回は、前回のセッションにおいてうっすらと見えてきた（であろう）刑事政策学のこれから（我々はどこへ向かうのか／向かおうとしているのか？）についてざっくばらんに話しあってみたいと考えている。そこで、その手がかりを得るために、今後の刑事政策学を担っていく若手の研究者の方々に次のようなフォーマットで話題提供をしていただくようお願いした。

１．専攻としてなぜ（あえて）刑事政策学を選択したのか？
２．どのような研究をしているのか／研究者として何を考えているのか？
３．（自身の研究ついて、あるいは、学界／学会に関して）これからどうしたいのか？

本テーマセッションの形式はラウンドテーブル・ディスカッションである。ディスカッションの時間をなるべく多く取る予定であるので、この機会に、話題提供者の方々、並びに、フロアーの会員の方々とこれからの刑事政策学について一緒に考えることができればと考えている。

２１日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションF　　２号館４階Ⅱ－４０２教室

「入り口」支援は“悪”なのか
――治療的司法概念に基づく回復支援・問題解決型司法を考える――

コーディネーター・司会：　指宿　信　（成城大学）
指定討論：　水藤　昌彦（山口県立大学）
辻本　典央（近畿大学）

罪を犯した人の再犯防止はこれまで主として矯正保護の仕事と捉えられ、有罪確定後のプロセスの問題と捉えられてきた。こうした伝統的な刑罰ベースの司法観を大きく変えて、刑事司法プロセス全体で再犯防止を目指す「治療的司法」論、そしてこれに支えられた問題解決型司法モデルが現在世界中に普及しようとしている。我が国でも、起訴前段階から更生支援型の情状弁護の活性化や、検察段階で福祉へと繋げて再犯防止を目指す「入り口」支援の拡大などは、明らかにこうした潮流に合致するものと考えられる。２０１６年に成立を見た「再犯防止推進法」に基づいた「推進施策」は多岐にわたる政策目標を掲げて、現在地方自治体や各省庁で施策が展開されており、検察庁においても起訴猶予裁量に関わる立法措置を目指そうとする。

こうした「入り口」支援の法制化に関して法曹界や社会福祉士の側において意見の対立を見ているところ、本セッションでは、単に対立点の確認に止まることなく、懸念される問題について、何らかの制度的、手続的手当を試みることが可能なのか、公判を回避して福祉に繋ぐ手立てはどう構築すべきかについて議論を進めたい。

１．検察官による「起訴猶予に伴う再犯防止措置」の法制化に反対する

山口　健一（大阪弁護士会）

罪を犯した者が早期に適切な支援を受けて立ち直り，再犯防止に繋がること自体は好ましいが，「入口支援」の全てが適切な支援となるとはいえない。何ら裁判所の関与のないまま，検察官の訴追裁量の枠内で，ほぼ保護観察そのものといってもよいような処遇を受けることとなる制度の法制化には反対である。支援は，刑事手続の適正と対象者の主体性を確保した上で行うべきものであり，そのような支援の在り方を検討する必要がある。

２．弁護士から見た更生支援の現場と明るい未来

中田　雅久（第二東京弁護士会）

弁護人として担当した刑事事件や、更生保護施設での出張相談の経験等を通じて、現状の刑事司法で対応できていないと感じる点、いわゆる入口支援の必要性、公的な枠組みに期待すること等を具体例を挙げつつ述べる。また、日弁連や、社会福祉士の有志による慎重論の指摘する点を踏まえ、検察官の恣意的判断や本人への福祉の押し付け等のリスクを可能な限り低減するために必要と考えられる措置等についても指摘したい。

２１日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションG　　２号館４階Ⅱ－４０３教室

暴力団対策――加入と離脱の今日的課題――

コーディネーター：廣末　登　（福岡県更生保護就労支援事業所）
司会：堀井　智帆（福岡県警察）

2010 年、福岡県は全国に先駆けて暴力団排除条例を制定した。8 年目の現在、暴力団勢力は減衰したものの課題も指摘される。それはたとえば、暴力団関係受刑者再入者割合の高止まり、離脱者の社会復帰問題、アウトローの台頭等である。

本シンポジウムでは、離脱研究の研究者、離脱施策に携わる実務者、離脱者や予備軍少年の社会復帰に尽力する協力雇用主らが現状と課題について報告し、実効的な暴力団対策議論のための素材を提供する。

１．暴力団加入予備軍の傾向と課題――少年非行の現場から――

堀井　智帆（福岡県警察）

先ず、はじめに、長年非行少年の立ち直り支援に当たってきた福岡県警察本部少年課・少年サポートセンター専門職員である少年育成指導官が、少年が、暴力団に加入してしまう背景や社会の問題点について実態を報告する。

暴力団構成員になる前の水際で、少年をどう守るのか、離脱の声を引き出すために、早期から社会が出来ることは何かということを、過去に聴取した多くの少年らの声と併せて、サポートセンターの取り組みを紹介する。

２．暴力団離脱と就労における現状と課題――施設内指導と施設外支援連携の現場から考える――

中林　喜代司（府中刑務所暴力団離脱指導講師／篤志面接委員）

第二報告は、警視庁での暴力団捜査・同対策実務を経て、全国暴追センター、府中刑務所における暴力団離脱・就労指導に従事している中林から、その半世紀にわたる実務体験をたどり、施設内指導と施設外支援の連携等の現状を報告する。

その活動の中で、社会の暴力団排除促進に伴って、「暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者を排除する暴力団排除条項」を巡る新たな阻害事情に対する取組みについて取り上げる。

３．暴力団加入の対策――野口石油で居場所を見つけ、更生した子どもたち。官、民、地域社会一体となった社会復帰支援の現場から。――

野口　義弘（福岡県協力雇用主会）

第三報告は、23 年間にわたり刑務所出所者や非行少年たち 140 人を雇用してきた実績を持つ野口（福岡県協力雇用主会会長）から、官と民、地域社会が一体となった社会復帰支援の実践につき報告を行う。

活動の中で、特に留意してきたことは「社会の受け皿と居場所づくり」である。就労を通して働く喜びを知り、社会性を身に着け、自信を持たせることで更生できるという信念の下、排除政策の先にある包摂社会の姿を模索してきた。

４．暴力団加入と離脱の研究で得られた限定的知見

廣末　登（福岡県更生保護就労支援事業所）

第四報告では、廣末が 2005 年から 2008 年に行った暴力団加入要因研究、2015 年に社会安全研究財団の助成を受けて行った暴力団離脱実態研究の概要を報告する。

さらに、2017 年に刊行した『ヤクザと介護――暴力団離脱者たちの研究』において追加調査した最新の暴力団離脱者の実態、2017 年 12 月に開催された東京弁護士会主催のマスコミ懇談会で議論された暴力団離脱者の社会復帰支援の試みなどにつき紹介する。

２１日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションH　　２号館４階Ⅱ－４０４教室

更生保護における「地域」とはどこか

コーディネーター・司会： 高橋　有紀（福島大学）

近年の更生保護に関する施策においては、犯罪や非行をした者の立ち直りの基盤として「地域」が頻繁に強調される。他方で、「地域」は時として彼らを排除しようともする。立ち直りの基盤として想定される「地域」とはどこで、それは誰にとって望ましい「地域」なのか。更生保護、地域福祉、薬物事犯とそれぞれに異なる研究対象を有する登壇者の視点から更生保護における「地域」を問い直すことが本セッションの意図である。

１．更生保護における「地域」の意味

久保　貴（東京福祉大学）

更生保護は地域に支えられており、「社会を明るくする運動」の標語にも「地域のチカラ」が挙げられている。更生保護においては地域の理解と協力が不可欠であると言われながらも、「地域」とは何かという点についてはあまり論じられていない。本報告では、更生保護において「地域」とは何が想定されているのか、（保護司の）「地域性」の意味するところは何なのか等、更生保護における「地域」の意味について考えてみたい。

２．「地域の人」と更生保護

高橋　有紀（福島大学）

更生保護施設では、「地域」からの反対運動を受けたり、「地域」への配慮が求められたりする場面が少なくない。しかし、「地域」には、施設への強硬な反対派だけでなく熱心な支持者や無関心層、人知れずその地に暮らす元犯罪者など、多様な「地域の人」が存在する。本報告では、更生保護施設の建設や運営において、どのような「地域の人」が意識されるのかに焦点を当て、更生保護が「地域」に支えられることの意味を論じる。

３．地域福祉は本当に「すべての住民」を統合してきたのか？

朴　姫淑（旭川大学）

「地域福祉」は縦割り的社会福祉行政を横断的に統合すると同時に、生活共同体としての地域、問題解決主体としての住民の役割を極めて強調している。そして、隔離型の施設福祉から、「すべての住民」が支え合う地域を目指している。だが、地域も住民も一枚岩ではない。地域福祉は、どのような形で「すべての住民」を統合してきたのか。また、根深く温存する住民間の葛藤や排除に地域福祉はどのように向き合ってきたのかを検証する。

４．薬物統制・ネットワーク・新自由主義――「地域」を複数化すること

平井　秀幸（四天王寺大学）

薬物事犯者の社会内処遇における「地域」の歴史は存外に古い。1980～90 年代より、当事者を含む諸アクター間による「連携」や「ネットワーク」を通して「地域」での「立ち直り」を支援しようとする動きが、複数のかたちで存在してきた。本報告では、そうした動向を新自由主義的刑事司法研究における「地域」の理論化の展開と対置させつつ、薬物統制における「地域」の位置価を社会学の観点から批判的に検討してみたい。

２１日（日）　　１３：４０―１７：１０

シンポジウム　　２号館４階Ⅱ－４０７教室

犯罪者処遇はどう変わるのか？

コーディネーター・司会：　山口　直也（立命館大学）

法制審議会少年法・刑事法部会において、少年法適用年齢の 18 歳未満への引き下げ並びに非行少年を含む犯罪者処遇を一層充実されるための法整備の在り方が議論されている。これらの議論の端緒そのものは成年年齢を 18 歳以上とすることにあったものの、年齢問題はひとまず置かれ、3 つの分科会では、起訴猶予に伴う再犯防止措置の在り方、宣告猶予制度の要否、自由刑の一本化と作業・各種指導の義務化、仮釈放期間の在り方など、刑事司法全体に関わる大きな議論が展開されている。

そこで本シンポジウムでは、今回の刑事法改革の議論が拠ってたつ犯罪者観、処遇観を意識しつつ、公訴提起・公判段階、施設内処遇段階、社会内処遇段階の各論点について、理論・実務の両観点から検討し、あるべき犯罪者処遇の未来を考えてみることとしたい。

１．法制審議会少年法・刑事法部会における議論の状況

山下　幸夫（東京弁護士会）

法制審議会部会の議論を紹介したうえで、犯罪者処遇改革の議論全体を通じて流れる当局の犯罪者観、処遇観について、弁護士（部会幹事）の立場から見た意見を述べ、問題提起を行う。

２．公訴提起・公判段階――特に起訴猶予に伴う再犯防止措置、若年者に対する新しい処分の在り方について――

笹倉　香奈（甲南大学）

各論点についての検討を踏まえたうえで、検察官、裁判官の被疑者・被告人観、施設内処遇・社会内処遇の有効性に関する見方の変容の有無について論じる。

３．施設内処遇段階――特に自由刑一本化、作業・各種指導の法的義務化、若年者処遇原則について――

本庄　武（一橋大学）

現在の改革構想では、懲役刑と禁錮刑を単一化し、新たな自由刑を設け、この刑罰は刑事施設に拘置して、作業を行わせその他の矯正に必要な処遇を行うものとされている。こうした構想は、処遇内容を個別化し、改善更生の要素を強めるものと理解できるが、そこには伝統的な処遇の客体としての受刑者観を維持するのかという問題があるように思われる。本報告はこの点の検討を通じ、あるべき改革の方向性を探るものである。

４．社会内処遇段階――特に仮釈放における考試期間主義導入の適否、保護観察の在り方（特別遵守事項類型の追加）、刑の全部執行猶予の在り方について――

武内　謙治（九州大学）

現在の改革構想では、「社会内処遇」の法的性格とそれを受ける者の法的地位が問題となる。本報告では、犯罪者予防更生法・更生緊急保護法・執行猶予者保護観察法から、更生保護事業法、更生保護法へと至る制度の変遷の中で、社会内処遇を受ける「犯罪者」観や「処遇」観の変容を確認した上で、あるべき改革の方向性を探る。

５．指定討論

（１）犯罪社会学の観点から――今回の議論はいかなる犯罪者観、処遇観に基づくものか――

津富　宏（静岡県立大学）

（２）矯正の観点から――今回の議論は矯正の現場をどう変えるのか――

中島　学（矯正研修所）

（３）更生保護の観点から――今回の議論は更生保護の現場をどう変えるのか――

小長井　賀與（立教大学）

連　絡　事　項

■大会参加費（いずれも 2 日間有効）

会員一般参加者	2,000 円
会員院生参加者	1,000 円
非会員一般参加者	2,000 円
非会員院生参加者	1,000 円
非会員学部生参加者	無料

■懇親会費　10 月 20 日（土）　事前申し込み 4,000 円（当日 4,500 円）
会場：西南クロスプラザ

■昼　　食　**完全予約制**です。10 月 20 日（土）、21 日（日）ともに 1,000 円（お茶付き）でお弁当を販売いたします（2 号館 1 階学生ホール）。

※参加費、懇親会費と併せて、同封の振込用紙でお申し込みください。
※20 日（土）のみ、生協食堂および東キャンパス西南クロスプラザが営業しております。

■参加申込方法

同封の郵便振替用紙に必要事項をチェック（☑）・記入の上、ゆうちょ銀行より所定の費用をご入金ください。10 月 15 日（月）までにお手続きをお願いいたします。

※ATM、インターネットバンキングでは、郵便振替用紙なしで振り込みが可能です。
振り込みは会員様ご本人の名義でお願いします。

①ゆうちょ銀行からの振り込み
記号：01750-9、番号：147130、口座名義：平井佐和子

②ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振り込み
銀行名：ゆうちょ銀行　店名：１７９（イチナナキユウ）
預金種目：当座　口座番号：147130　口座名義：ヒライサワコ

■コピーサービス

大会当日のコピーサービスはありません。コピー依頼はお受けいたしませんので、近隣のコンビニエンスストア等をご利用ください。

■クローク

クロークは設置いたしません。

■駐車場

駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

西南学院大学ホームページ　http://www.seinan-gu.ac.jp/
西南学院大学アクセスマップ　http://www.seinan-gu.ac.jp/accessmap.html

西南学院大学キャンパス案内図

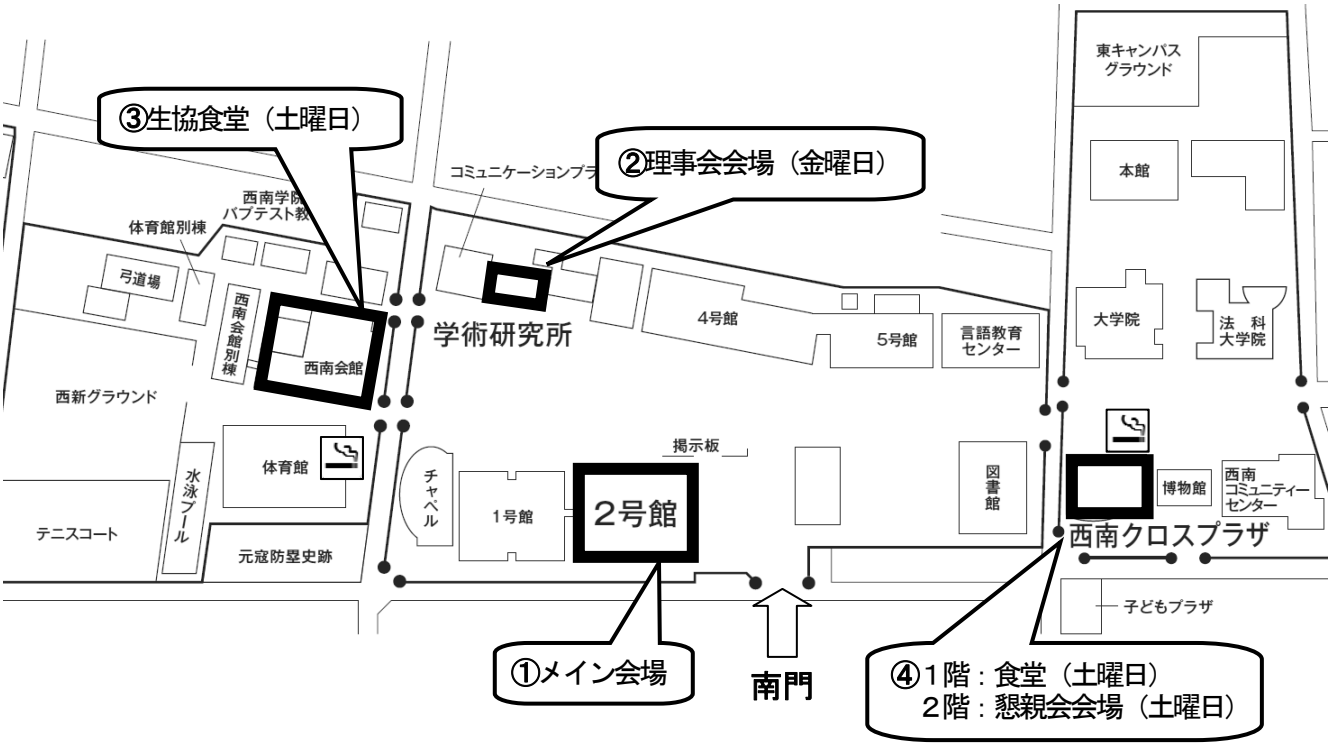

：喫煙所

◆受付

２号館（建物①）１階に設置しております。

（１）南門を入って左手、２号館までお進みください。

（２）最初に受付をお済ませください。

◆メイン会場

２号館（建物①）です。各会場は４～５階にございます。

理事会は**学術研究所（建物②）**にて行います。会場は入口を入って正面の大会議室でございます。

◆会員休憩スペース・弁当受渡場所（事前申込）

２号館（建物①）１階にございます。

◆食堂

土曜日のみ、**生協食堂（建物③）および西南クロスプラザ（建物④）**が営業しております。

◆懇親会

懇親会は、**西南クロスプラザ（建物④）２階**にて行います。

２号館構内図

１階

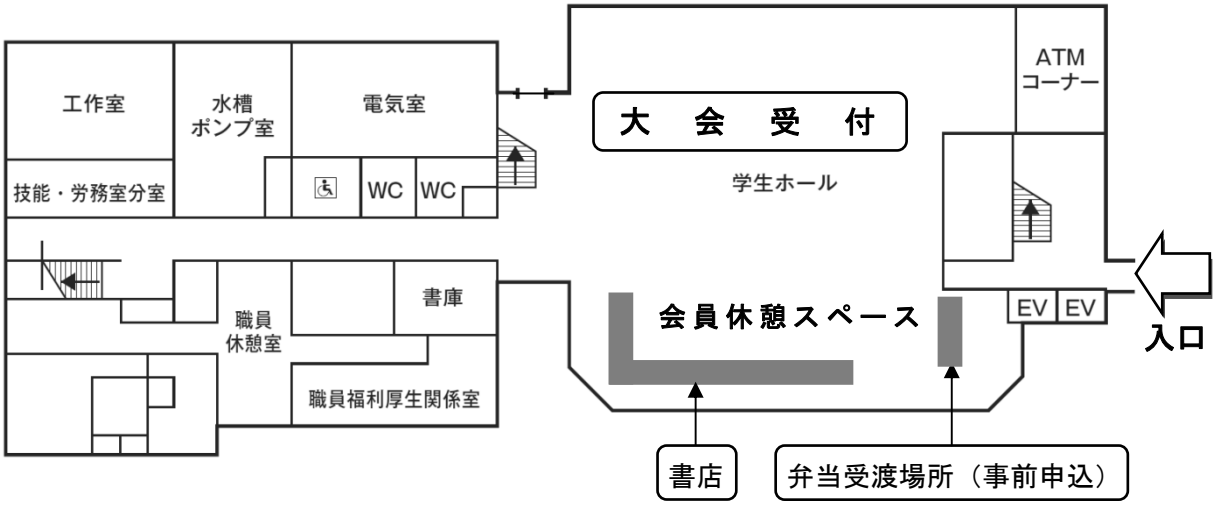
工作室
水槽
ポンプ室
電気室
技能・労務室分室
WC
WC
大　会　受　付
学生ホール
ATM
コーナー
職員
休憩室
書庫
職員福利厚生関係室
会員休憩スペース
EV
EV
入口
書店
弁当受渡場所（事前申込）

４階

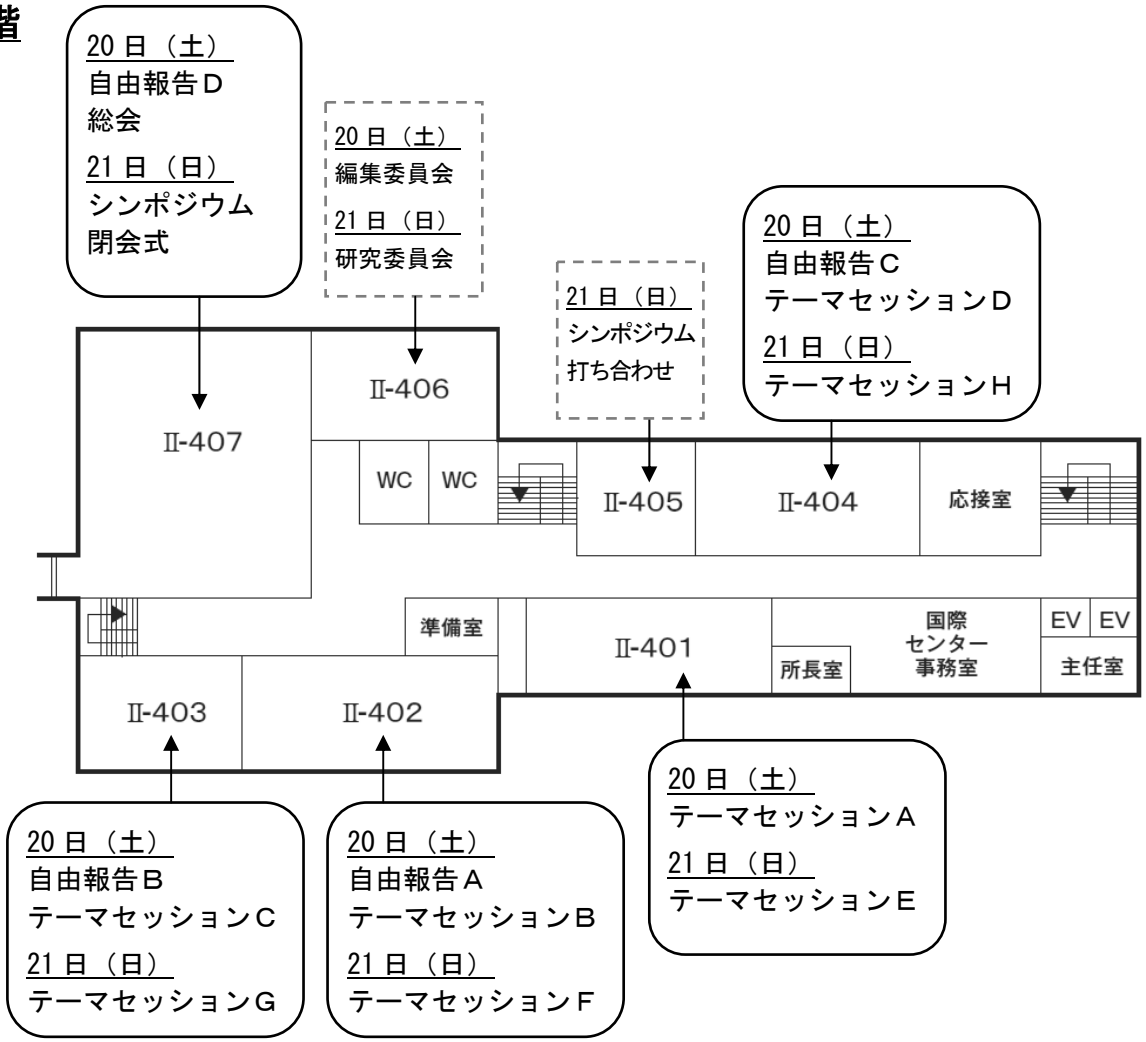
20 日（土）
自由報告Ｄ
総会
21 日（日）
シンポジウム
閉会式
20 日（土）
編集委員会
21 日（日）
研究委員会
21 日（日）
シンポジウム
打ち合わせ
20 日（土）
自由報告Ｃ
テーマセッションＤ
21 日（日）
テーマセッションＨ
Ⅱ-407
Ⅱ-406
WC
WC
Ⅱ-405
Ⅱ-404
応接室
準備室
Ⅱ-401
国際
センター
事務室
所長室
EV
EV
主任室
Ⅱ-403
Ⅱ-402
20 日（土）
テーマセッションＡ
21 日（日）
テーマセッションＥ
20 日（土）
自由報告Ｂ
テーマセッションＣ
21 日（日）
テーマセッションＧ
20 日（土）
自由報告Ａ
テーマセッションＢ
21 日（日）
テーマセッションＦ

５階

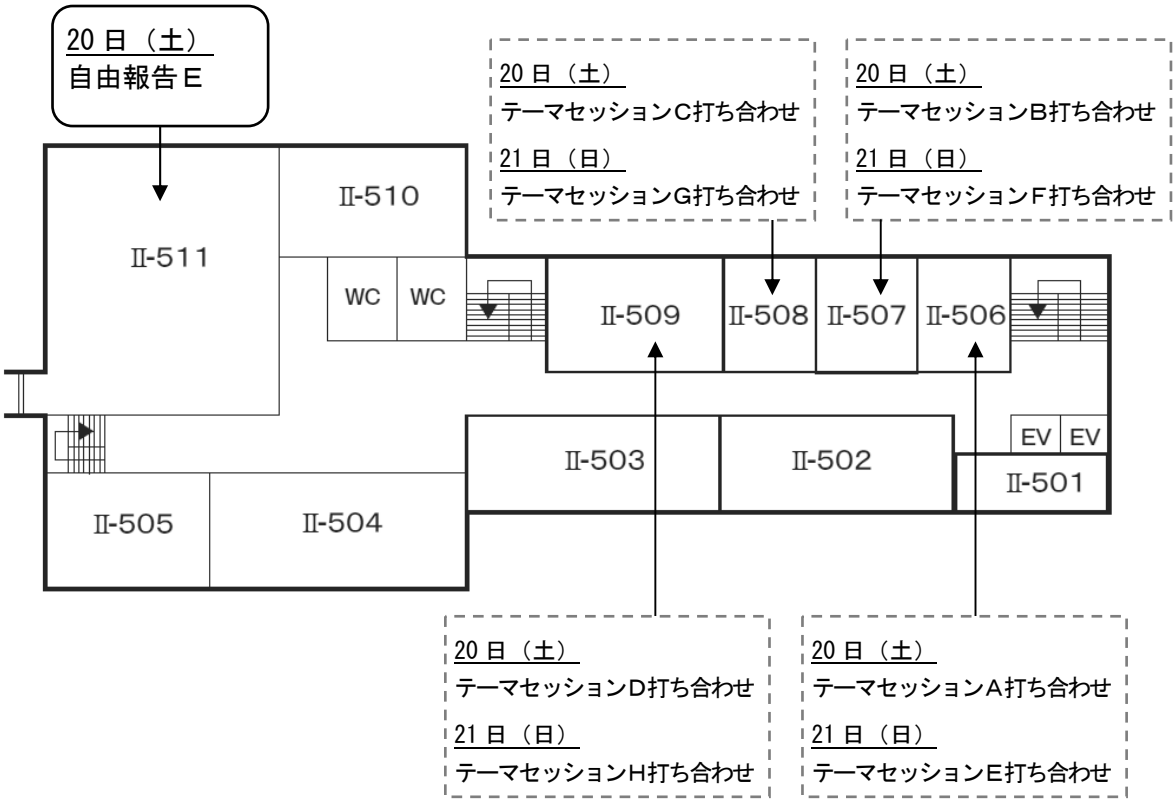
20 日（土）
自由報告Ｅ
20 日（土）
テーマセッションC打ち合わせ
21 日（日）
テーマセッションG打ち合わせ
20 日（土）
テーマセッションB打ち合わせ
21 日（日）
テーマセッションF打ち合わせ
Ⅱ-510
Ⅱ-511
WC
WC
Ⅱ-509
Ⅱ-508
Ⅱ-507
Ⅱ-506
EV
EV
Ⅱ-503
Ⅱ-502
Ⅱ-501
Ⅱ-505
Ⅱ-504
20 日（土）
テーマセッションD打ち合わせ
21 日（日）
テーマセッションH打ち合わせ
20 日（土）
テーマセッションA打ち合わせ
21 日（日）
テーマセッションE打ち合わせ

西南学院大学へのアクセス

◆交通アクセス

地下鉄

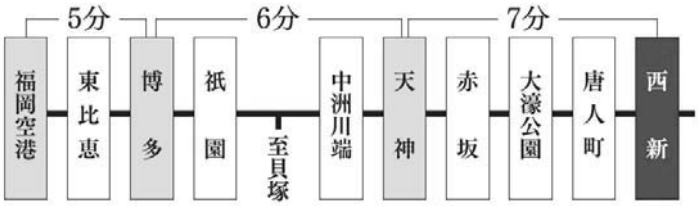

※地下鉄西新駅（1番出口）から徒歩5分

バス

博多駅バスセンター～修猷館前 …… 約35分

天神～修猷館前 …… 約20分

※西鉄バス「修猷館前」バス停から徒歩５分

タクシー

福岡空港～（福岡都市高速・百道ランプ）～大学…． 約25分

博多駅～（福岡都市高速・百道ランプ）～大学…… 約20分

天神～（福岡都市高速・百道ランプ）～大学…… 約15分

◆最寄り駅からの道のり

福岡市営地下鉄西新駅１番出口から徒歩５分

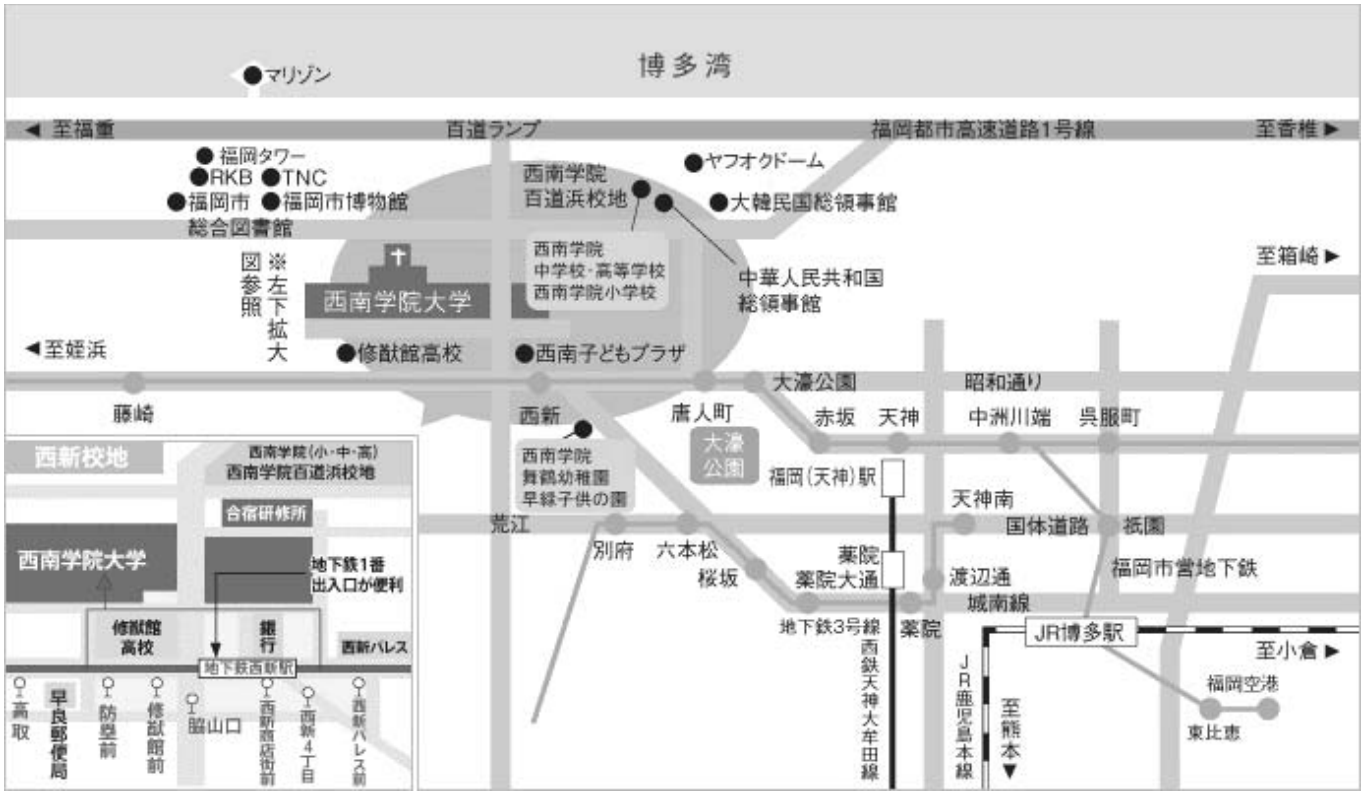

【MEMO】

【MEMO】

少年事件ビギナーズver.2

定価3200円＋税

少年事件の付添人・弁護人として活動する際に求められる実践例・理論を完全解説した入門書の決定版をバージョンアップ。あらゆる場面を網羅した書式集 CD-ROM 付き。

「司法と福祉の連携」の展開と課題

刑事立法研究会 編
土井政和、正木祐史、水藤昌彦、森久智江 責任編集
定価6000円＋税

適正手続の保障や、さまざまな生きづらさを抱えた人の生存権や幸福追求権など権利論からのアプローチを前提として、刑事司法と福祉が相互に対等な立場を維持しつつ連携する具体的な在り方を提示し、この課題に対する解決の方向と制度設計に向けた、刑事立法研究会の現段階での研究成果を示した。

犯罪社会学研究42号

日本犯罪社会学会 編
定価3300円＋税

【課題研究】脳科学と少年司法
山口直也／友田明美／赤羽由起夫／本庄武／上野正雄

龍谷大学 矯正・保護研究センター研究年報7号

龍谷大学矯正・保護総合センター 編
定価2900円＋税

【特集】「ボッラーテ刑務所の奇跡――ソーシャルファームを活用した社会復帰」報告
浜井浩一／Lucia Castellano／Sara Depedri／内海あきひ

現代人文社　発売：大学図書

東京都新宿区四谷 2-10 八ッ橋ビル 7 階
TEL 03-5379-0307　FAX 03-5379-5388
http://www.genjin.jp（Web から注文可）

成文堂

〒162-0041　東京都新宿区早稲田鶴巻町514　　価格は税抜きです
http://www.seibundoh.co.jp　電話03(3203)9201(代)・FAX 03(3203)9206

◆最新刊

刑事政策〔第2版〕
川出敏裕・金光旭 著
A5並製／556頁／3500円

要説更生保護〔第3版〕
辰野文理 著
A5並製／124頁／1500円

イギリス犯罪学研究Ⅱ
守山 正 著
A5上製／332頁／6500円

性暴力と修復的司法
小松原織香 著　RJ叢書10
A5上製／204頁／4500円

教育と修復的正義
竹原幸太 著　RJ叢書11
A5上製／160頁／3500円

◆好評書

ビギナーズ刑事政策〔第3版〕
守山 正・安部哲夫 編著
A5並製／488頁／3000円

ビギナーズ少年法〔第3版〕
守山 正・後藤弘子 編著
A5並製／464頁／2900円

比較犯罪学研究序説
朴 元奎 著
A5上製／292頁／6500円

新時代の比較少年法
山口直也 編著
A5上製／272頁／5000円

子どもの法定年齢の比較法研究
山口直也 編著
A5上製／396頁／6000円

近代日本の少年非行史
「不良少年」観に関する歴史社会学研究
作田誠一郎 著　A5判/416頁　(7000円)

●少年非行に対する社会的反作用を分析対象とし、専門家、マス・メディア等の言及等を整理、その変容過程を歴史社会学的に分析。

関係性の社会病理
日本社会病理学会 監修
高橋正興・矢島正見　編著　A5判/240頁　(2500円)

●近年のさまざまな社会病理現象(または問題行動)を論考する。

シリーズ社会問題研究の最前線

①医療化のポリティクス 近代医療の地平を問う
森田洋司・進藤雄三 編著　A5判/272頁 (2600円)

②新たなる排除にどう立ち向かうか
―ソーシャル・インクルージョンの可能性と課題
森田洋司・矢島正見・進藤雄三・神原文子 編著
A5判/292頁 (3000円)

淑徳大学福祉学部研究叢書 26

子どもたちの逸脱・非行【第2版】
生き方のパラダイム変化と文化的分化の視座から
古部愼一 著　A5判/232頁　(3100円)

犯罪報道におけるジェンダー問題に関する研究 ジェンダーとメディアの視点から
四方由美 著　A5判/290頁　(5500円)

社会病理のリアリティ
山元公平・高原正興・佐々木嬉代三 編著
A5判/222頁　(2200円)

社会病理学的想像力
矢島正見 著　A5判/260頁　(2400円)

アメリカ凶悪犯罪の専門家が明かす
無差別殺人犯の正体
阿部憲仁 著　四六判/160頁　(1600円)

早稲田社会学ブックレット 現代社会学のトピックス④

タルド社会学への招待 模倣・犯罪・メディア
池田祥英 著　四六判/136頁　(1300円)

早稲田教育ブックレット③

衝動性と非行・犯罪を考える
早稲田大学教育総合研究所 監修
坂爪一幸 編著　A5判/128頁　(1300円)

〒153-0064　東京都目黒区下目黒３－６－１
http://www.gakubunsha.com

学文社

Tel 03-3715-1501(代)　Fax 03-3715-2012
E-mail: eigyo@gakubunsha.com

これからも、社会と向きあう。100th 日本評論社

刑罰制度改革の前に考えておくべきこと
本庄 武・武内謙治[編著]
法制審議会では現在、刑罰改革の議論が進められている。この改革の前に考えておくべき議論を歴史・理論の両面から考える。
●4200円+税

刑事法廷弁護技術
高野 隆・河津博史[編著]
2009年の裁判員裁判の開始以降、実務の積み上げによって研磨してきた法廷技術を、刑事弁護の第一人者らが解説する実践的弁護技術書。
●2900円+税

気概 万人のために万人に抗す
小田中聰樹[著]
憲法的思考を貫き、人間の尊厳を追求する刑事法学を確立した小田中聰樹がその理論の真髄と展望を語るオーラルヒストリー。インタビュアー：川崎英明・白取祐司・豊崎七絵
■ERCJ選書
●1400円+税

監視型捜査手続の分析
松代剛枝[著]
公道上の写真撮影、通信経路等の情報捜査、GPS捜査など現代型捜査手続きの法的性質を権利・利益侵害の視点から、アメリカ法との比較研究も踏まえて考察。●5500円+税

「被害者問題」からみた死刑
菊田幸一[監訳]
犯罪被害者遺族、冤罪被害者、手続に携わる人々など、様々な「被害者」の視点から死刑制度を丁寧に論ずる。議論のために必携の書。
●4500円+税

少年法講義
法セミ LAW CLASS シリーズ
武内謙治[著]
少年法の世界を生き生きと描き出す本格的な教科書。歴史的かつ実証的な視点から、法の理念、仕組み、体系を丁寧に説き起こす。●4300円+税

少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか
別冊法学セミナー 新・総合特集シリーズ⑩
刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター[編]
少年法にかかわる実務家、研究者が訴える少年法司法の理念。■守屋克彦・村松 励・斉藤豊治・武内謙治・川邉 譲・森田哲志・伊藤由紀夫・北澤貞男・本庄 武・糟谷忠男
●1400円+税

法律時報 2018 4月号
特集 年長少年を含む犯罪者処遇と刑事法
少年法の適用対象年齢の引下げ、年長少年を含む犯罪者処遇、これと関わる刑事手続の在り方が法制審議会で議論されている。各論点の歴史と現在地を確認し、掘り下げる。■守屋克彦・浅田和茂・須納瀬 学ほか■[小特集]性犯罪に関する刑法の一部改正　●1750円+税

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 ☎03-3987-8621 FAX03-3987-8590 https://www.nippyo.co.jp/ ※表示価格は本体価格